

第2四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(E03559)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	17
(1) 【主要な設備の状況】	17
(2) 【設備の新設、除却等の計画】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
(1) 【株式の総数等】	19
【株式の総数】	19
【発行済株式】	19
(2) 【新株予約権等の状況】	19
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	23
(4) 【ライツプランの内容】	23
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	23
(6) 【大株主の状況】	23
(7) 【議決権の状況】	24
【発行済株式】	24
【自己株式等】	24
2 【株価の推移】	24
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
(1) 【中間連結貸借対照表】	26
(2) 【中間連結損益計算書】	27

(3)	【中間連結株主資本等変動計算書】	28
(4)	【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	31
	【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	33
	【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	37
	【表示方法の変更】	37
	【注記事項】	38
	【事業の種類別セグメント情報】	55
	【所在地別セグメント情報】	55
	【海外（国際業務）経常収益】	55
	【セグメント情報】	56
	【関連情報】	56
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	57
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	58
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	59
2	【その他】	61
3	【中間財務諸表】	62
(1)	【中間貸借対照表】	62
(2)	【中間損益計算書】	63
(3)	【中間株主資本等変動計算書】	64
	【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	67
	【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	71
	【追加情報】	71
	【注記事項】	72
4	【その他】	76
	第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	77
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月19日
【四半期会計期間】	第150期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 小川 是
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045)225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03)3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 岩田 英樹
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

（1）最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結会計期間	平成21年度 中間連結会計期間	平成22年度 中間連結会計期間	平成20年度	平成21年度
		（自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日）	（自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日）	（自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日）	（自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日）	（自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日）
連結経常収益	百万円	177,678	154,256	141,470	338,729	301,235
連結経常利益	百万円	24,165	21,447	36,508	8,449	53,782
連結中間純利益	百万円	15,115	12,826	21,154	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	7,344	30,946
連結純資産額	百万円	735,039	743,168	772,778	714,086	761,580
連結総資産額	百万円	11,647,488	11,886,830	12,076,583	12,034,535	11,984,313
1株当たり純資産額	円	507.49	510.81	531.23	489.49	523.87
1株当たり中間純利益金額	円	11.04	9.43	15.55	-	-
1株当たり当期純利益金額	円	-	-	-	5.38	22.75
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	11.02	9.42	15.54	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	5.38	22.75
自己資本比率	%	5.92	5.84	5.98	5.53	5.94
連結自己資本比率 （国内基準）	%	10.19	11.53	-	10.92	-
連結自己資本比率 （国際統一基準）	%	-	-	12.15	-	12.20
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	82,735	87,932	3,020	116,983	402,142
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	108,313	68,502	67,708	30,328	365,485
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	35,522	32,622	7,372	34,421	25,207
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	201,734	384,743	316,431	332,711	394,564
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,706 [4,100]	4,883 [4,301]	4,863 [4,273]	4,743 [4,102]	4,784 [4,192]

（注）1．当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3．自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4．連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、平成21年度末から国際統一基準、平成21年度中間連結会計期間以前は国内基準を採用しております。

5．平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第148期中	第149期中	第150期中	第148期	第149期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	155,509	130,703	120,466	292,609	256,063
経常利益	百万円	25,804	22,181	33,306	9,629	52,853
中間純利益	百万円	16,034	13,185	20,377	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	8,653	31,000
資本金	百万円	215,628	215,628	215,628	215,628	215,628
発行済株式総数	千株	1,371,071	1,361,071	1,361,071	1,361,071	1,361,071
純資産額	百万円	689,467	694,920	721,568	665,595	712,294
総資産額	百万円	11,288,428	11,563,127	11,792,514	11,693,332	11,681,828
預金残高	百万円	9,819,212	10,028,148	10,298,403	10,175,032	10,448,323
貸出金残高	百万円	8,790,801	8,737,583	8,636,224	9,008,333	8,525,715
有価証券残高	百万円	1,249,704	1,466,459	1,822,054	1,357,930	1,750,458
1株当たり配当額	円	5.00	5.00	5.00	10.00	10.00
自己資本比率	%	6.10	6.00	6.11	5.69	6.09
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.13	11.33	-	10.78	-
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	-	-	11.94	-	11.97
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,027 [346]	4,050 [342]	3,991 [368]	3,944 [343]	3,937 [348]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、平成22年3月から国際統一基準、平成21年9月以前は国内基準を採用しております。

4. 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	4,863 [4,273]
---------	------------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,256人を含んでおりません。

2．臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	3,991 [368]
---------	----------------

（注）1．従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員375人を含んでおりません。

なお、取締役を兼任しない執行役員10名を含んでおります。

2．臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、景気は引き続き回復基調を維持しつつも、改善の動きが弱まりました。すなわち、海外経済の減速などを受けて、これまで景気をけん引してきた輸出は増加ペースが鈍り、企業の生産活動も次第に足踏み感が強まりました。また、企業の設備投資も小幅な改善にとどまりました。個人消費については、猛暑の影響やエコカー補助金終了前の乗用車の駆け込み購入などが夏場の消費を押し上げる一方で、秋口には猛暑の効果がはく落するとともに、耐久消費財に駆け込み需要の反動が出ました。さらに、為替レートが円高・ドル安基調で推移したことや、国内株価の不安定な動きが続いたこともあり、景気の先行きに対して慎重な見方が広がりました。

神奈川県経済につきましても、全国と同様、総じてみれば持ち直しの動きが続いたものの、改善の動きは弱まりました。すなわち、企業業績が上向くなかで、企業マインドの改善が続き、設備投資も底入れに向かいました。ただ、これまで急速に回復してきた輸出の増勢は鈍化し、企業の生産活動も鈍い動きとなりました。また、住宅投資が持ち直し、夏場の個人消費も猛暑の影響やエコカーの駆け込み需要などで押し上げられましたが、秋口には乗用車販売に駆け込み需要の反動が出ました。

金融面では、日本銀行の潤沢な資金供給を受けて、短期金利が低位で安定的に推移しました。一方、長期金利は財政赤字の拡大懸念などから一時水準を切り上げる場面もありましたが、日銀の追加金融緩和などを背景に、9月末にかけて再び水準を切り下げました。

このような金融経済環境のもと、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めましたが、当第2四半期連結会計期間中は643億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は10兆2,796億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しては2,656億円の増加となりました。このうち、定期性預金は当第2四半期連結会計期間中に68億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆4,355億円となりました。

貸出金は、当第2四半期連結会計期間中に1,231億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は8兆5,988億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しては1,003億円の減少となりました。

有価証券は、当第2四半期連結会計期間中に802億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆8,132億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しては3,562億円の増加となりました。

総資産は、当第2四半期連結会計期間中に1,383億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は12兆765億円となり、前第2四半期連結会計期間末残高に比しては1,897億円の増加となりました。

当第2四半期連結会計期間の損益につきましては、資金運用収益を中心とする経常収益が716億7千4百万円となる一方で、与信費用などを含む経常費用が516億1千2百万円となった結果、経常利益が200億6千1百万円、四半期純利益が116億9百万円となり、前第2四半期連結会計期間に比して、経常利益は84億8千6百万円の増加となり、四半期純利益は47億6千9百万円の増加となりました。

国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結会計期間比23億5千6百万円減少して424億2千8百万円、役務取引等収支は、前第2四半期連結会計期間比1億8千4百万円減少して97億7千9百万円、特定取引収支は、前第2四半期連結会計期間比8千3百万円減少して2億5千7百万円、その他業務収支は、前第2四半期連結会計期間比3億1百万円増加して28億2千5百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	44,481	303	-	44,784
	当第2四半期連結会計期間	42,108	319	0	42,428
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	49,480	303	303	49,480
	当第2四半期連結会計期間	45,737	326	308	45,755
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	4,999	-	303	4,695
	当第2四半期連結会計期間	3,628	7	308	3,327
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	9,965	2	-	9,963
	当第2四半期連結会計期間	9,780	0	-	9,779
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	13,052	-	-	13,052
	当第2四半期連結会計期間	12,957	0	-	12,958
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	3,087	2	-	3,089
	当第2四半期連結会計期間	3,177	0	-	3,178
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	340	-	-	340
	当第2四半期連結会計期間	257	-	-	257
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	359	-	-	359
	当第2四半期連結会計期間	266	-	-	266
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	19	-	-	19
	当第2四半期連結会計期間	9	-	-	9
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	2,524	-	-	2,524
	当第2四半期連結会計期間	2,823	1	0	2,825
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	11,414	-	-	11,414
	当第2四半期連結会計期間	10,464	1	-	10,465
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	8,890	-	-	8,890
	当第2四半期連結会計期間	7,640	-	0	7,639

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、前第2四半期連結会計期間比9千4百万円減少して129億5千8百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第2四半期連結会計期間比8千9百万円増加して31億7千8百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	13,052	-	-	13,052
	当第2四半期連結会計期間	12,957	0	-	12,958
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	4,481	-	-	4,481
	当第2四半期連結会計期間	4,769	-	-	4,769
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	2,855	-	-	2,855
	当第2四半期連結会計期間	2,467	0	-	2,468
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	2,548	-	-	2,548
	当第2四半期連結会計期間	2,658	-	-	2,658
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	263	-	-	263
	当第2四半期連結会計期間	215	-	-	215
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	1,006	-	-	1,006
	当第2四半期連結会計期間	1,004	-	-	1,004
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	3,087	2	-	3,089
	当第2四半期連結会計期間	3,177	0	-	3,178
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	456	-	-	456
	当第2四半期連結会計期間	461	-	-	461

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 ()	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	平成21年 9 月30日	10,014,075	-	19	10,014,056
	平成22年 9 月30日	10,279,061	654	25	10,279,690
うち流動性預金	平成21年 9 月30日	6,345,756	-	-	6,345,756
	平成22年 9 月30日	6,606,922	109	-	6,607,032
うち定期性預金	平成21年 9 月30日	3,485,059	-	-	3,485,059
	平成22年 9 月30日	3,434,957	544	-	3,435,502
うちその他	平成21年 9 月30日	183,259	-	19	183,239
	平成22年 9 月30日	237,181	-	25	237,156
譲渡性預金	平成21年 9 月30日	212,293	-	-	212,293
	平成22年 9 月30日	107,949	-	-	107,949
総合計	平成21年 9 月30日	10,226,369	-	19	10,226,350
	平成22年 9 月30日	10,387,010	654	25	10,387,639

（注）１．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

３．定期性預金＝定期預金

４．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年 9 月30日		平成22年 9 月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比（％）	貸出金残高 (百万円)	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	8,699,187	100.00	8,591,662	100.00
製造業	1,024,697	11.78	943,646	10.98
農業、林業	4,191	0.05	4,329	0.05
漁業	7,231	0.08	6,979	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	3,924	0.05	3,683	0.04
建設業	275,413	3.17	258,757	3.01
電気・ガス・熱供給・水道業	13,714	0.16	14,108	0.16
情報通信業	68,869	0.79	63,051	0.73
運輸業、郵便業	373,693	4.30	355,607	4.14
卸売業、小売業	702,534	8.08	705,965	8.22
金融業、保険業	248,746	2.86	222,406	2.59
不動産業、物品賃貸業	2,309,944	26.55	2,249,553	26.18
その他の各種サービス業	729,468	8.39	736,301	8.57
地方公共団体	111,024	1.28	101,068	1.18
その他	2,825,733	32.46	2,926,205	34.07
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	7,203	100.00
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	7,203	100.00
合計	8,699,187	――	8,598,865	――

（注）１．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

２．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預け金（日銀預け金を除く）の減少やコールマネーの増加などにより、2,003億3千4百万円の収入（前第2四半期連結会計期間は997億4千1百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得などにより、651億5千1百万円の支出（前第2四半期連結会計期間は152億8千8百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、優先出資証券の配当の支払いなどにより5億8千8百万円の支出（前第2四半期連結会計期間は394億2千6百万円の収入）となりました。

また、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前第2四半期連結会計期間末残高に比べ、683億1千2百万円減少し、3,164億3千1百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間に、景気は回復傾向が続いたものの、改善の動きが弱まる中で、地域金融機関につきましては、地域密着型金融の中心的な担い手として地域経済の活性化をはかり、地域金融の円滑化に向けて地元企業へ安定的に資金供給する役割を果たすため、金融サービスの充実ならびに経営体質の強化がより一層求められております。

当行は、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」となることを長期ビジョンに掲げ、その実現に向けた最初の3年間として、平成19年4月より前中期経営計画「New Horizon」に取り組んでまいりました。これに続き平成22年4月からスタートした新中期経営計画「New Horizon 2nd Stage」は、長期ビジョン実現に向けた次なる3年間として、前中期経営計画の取り組みをさらに深化させ、「横浜ブランドの浸透による企業価値向上」「ローコストオペレーションの徹底」「人財投資強化によるパフォーマンス向上」の3つを基本テーマとして取り組んでまいります。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識のもと、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的におこなうことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	107,145	103,130	4,015
経費(除く臨時処理分)()	49,747	49,569	178
人件費()	19,252	19,010	242
物件費()	27,274	27,607	333
税金()	3,220	2,951	269
実質業務純益	57,398	53,560	3,838
一般貸倒引当金繰入額()	4,936	873	4,063
業務純益	52,461	52,686	225
うち債券関係損益	1,449	204	1,245
臨時損益	30,279	19,380	10,899
不良債権処理額()	30,791	16,376	14,415
貸出金償却()	13,775	7,643	6,132
個別貸倒引当金繰入額()	16,688	8,365	8,323
延滞債権等売却損()	11	43	32
その他()	317	323	6
株式等関係損益	3,277	1,862	5,139
その他の臨時損益	2,765	1,141	1,624
経常利益	22,181	33,306	11,125
特別損益	367	374	741
固定資産処分損益	891	142	749
償却債権取立益	523	528	5
その他	-	11	11
税引前中間純利益	21,813	33,680	11,867
法人税、住民税及び事業税()	17,200	10,065	7,135
法人税等調整額()	8,572	3,236	11,808
法人税等合計()	8,628	13,302	4,674
中間純利益	13,185	20,377	7,192
与信費用()	35,728	17,250	18,478
実質与信費用()	35,205	16,721	18,484

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
2. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分)
3. 業務純益 = 実質業務純益 - 一般貸倒引当金繰入額
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
7. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
8. 与信費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金繰入額
9. 実質与信費用 = 与信費用 - 償却債権取立益

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回	1.84	1.68	0.16
(イ) 貸出金利回	1.99	1.87	0.12
(ロ) 有価証券利回	1.18	0.94	0.24
(2) 資金調達原価	1.08	1.03	0.05
(イ) 預金等利回	0.13	0.08	0.05
(ロ) 外部負債利回	1.29	1.48	0.19
(3) 総資金利鞘 -	0.76	0.65	0.11

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 （％）（A）	当中間会計期間 （％）（B）	増減（％） （B）-（A）
実質業務純益ベース	16.87	14.94	1.93
業務純益ベース	15.42	14.70	0.72
中間純利益ベース	3.87	5.68	1.81

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
預金（未残）	10,028,148	10,298,403	270,255
預金（平残）	10,160,131	10,309,416	149,285
貸出金（未残）	8,737,583	8,636,224	101,359
貸出金（平残）	8,882,278	8,524,444	357,834

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
個人	7,724,903	7,845,457	120,554
法人	1,889,739	1,914,810	25,071
公金	278,595	454,180	175,585
金融機関	132,666	83,218	49,448
合計	10,025,904	10,297,667	271,763

（注）譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 （百万円）（A）	当中間会計期間 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）-（A）
消費者ローン残高	3,990,736	4,117,758	127,022
住宅ローン残高	3,645,011	3,772,341	127,330
その他ローン残高	345,725	345,417	308

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 （A）	当中間会計期間 （B）	増減 （B）-（A）
中小企業等貸出金残高	百万円	6,999,767	7,034,084	34,317
総貸出金残高	百万円	8,737,583	8,629,021	108,562
中小企業等貸出金比率	/ %	80.11	81.52	1.41
中小企業等貸出先件数	件	316,083	360,924	44,841
総貸出先件数	件	317,113	361,936	44,823
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.67	99.72	0.05

（注）1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人）以下の企業等であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	9	251	6	417
信用状	198	1,903	212	2,760
保証	1,569	91,883	959	84,769
計	1,776	94,038	1,177	87,947

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、平成22年9月30日は国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。また、平成21年9月30日は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628
	うち非累積的永久優先株	-
	新株式申込証拠金	-
	資本剰余金	177,244
	利益剰余金	253,565
	自己株式()	677
	自己株式申込証拠金	-
	社外流出予定額()	7,020
	その他有価証券の評価差損()	-
	為替換算調整勘定	-
	新株予約権	129
	連結子法人等の少数株主持分	48,427
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000
	営業権相当額()	-
	のれん相当額()	2,133
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	7,516
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	12,646
	計 (A)	665,001
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注)1	40,000
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,107
	一般貸倒引当金	1,734
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-
	負債性資本調達手段等	137,300
	うち永久劣後債務(注)2	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)3	137,300
	計	163,142
	うち自己資本への算入額 (B)	163,142
控除項目	控除項目(注)4 (C)	22,253
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	805,890
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	6,254,110
	オフ・バランス取引等項目	290,762
	信用リスク・アセットの額 (E)	6,544,872
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	441,183
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	35,294
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額 (H)	-
	計(E) + (F) + (H) (I)	6,986,056
連結自己資本比率(国内基準) = D / I × 100 (%)		11.53
(参考)Tier 1比率 = A / I × 100 (%)		9.51

(注)1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成22年 9月30日 金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	215,628
	うち非累積的永久優先株	-
	新株式申込証拠金	-
	資本剰余金	177,244
	利益剰余金	279,234
	自己株式（ ）	652
	自己株式申込証拠金	-
	社外流出予定額（ ）	7,020
	その他有価証券の評価差損（ ）	-
	為替換算調整勘定	-
	新株予約権	215
	連結子法人等の少数株主持分	50,026
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000
	営業権相当額（ ）	-
	のれん相当額（ ）	1,544
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	6,683
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	5,713
	計（A）	700,734
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	40,000
補完的項目 （Tier 2）	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	14,326
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45% 相当額	24,107
	一般貸倒引当金	1,633
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-
	負債性資本調達手段等	137,300
	うち永久劣後債務（注）2	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	137,300
	計	177,368
準補完的項目 （Tier 3）	うち自己資本への算入額（B）	177,368
	短期劣後債務	-
控除項目	うち自己資本への算入額（C）	-
	控除項目（注）4（D）	14,126
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	863,976
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,398,864
	オフ・バランス取引等項目	258,555
	信用リスク・アセットの額（F）	6,657,420
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）/ 8%）（G）	10,238
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	819
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）/ 8%）（I）	438,378
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	35,070
	信用リスク・アセット調整額（K）	-
計（F）+（G）+（I）+（K）（L）		7,106,037
連結自己資本比率（国際統一基準）= E / L × 100（%）		12.15
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		9.86

（注）1．告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成21年 9月30日 金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金	215,628
	うち非累積的永久優先株	-
	新株式申込証拠金	-
	資本準備金	177,244
	その他資本剰余金	-
	利益準備金	38,384
	その他利益剰余金	215,148
	その他	40,220
	自己株式（ ）	677
	自己株式申込証拠金	-
	社外流出予定額（ ）	7,020
	その他有価証券の評価差損（ ）	-
	新株予約権	129
	営業権相当額（ ）	-
	のれん相当額（ ）	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	7,516
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	19,639
	計（A）	651,901
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	40,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000
補完的項目 （Tier 2）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,107
	一般貸倒引当金	2
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-
	負債性資本調達手段等	137,300
	うち永久劣後債務（注）2	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	137,300
	計	161,410
	うち自己資本への算入額（B）	161,410
控除項目	控除項目（注）4（C）	28,887
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	784,424
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,229,262
	オフ・バランス取引等項目	271,816
	信用リスク・アセットの額（E）	6,501,078
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）/ 8%）（F）	421,814
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	33,745
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額（H）	-
	計（E）+（F）+（H）（I）	6,922,893
単体自己資本比率（国内基準）= D / I × 100（%）		11.33
（参考）Tier 1 比率 = A / I × 100（%）		9.41

（注）1．告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成22年 9月30日 金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628
	うち非累積的永久優先株	-
	新株式申込証拠金	-
	資本準備金	177,244
	その他資本剰余金	-
	利益準備金	38,384
	その他利益剰余金	239,742
	その他	40,220
	自己株式（ ）	652
	自己株式申込証拠金	-
	社外流出予定額（ ）	7,020
	その他有価証券の評価差損（ ）	-
	新株予約権	215
	営業権相当額（ ）	-
	のれん相当額（ ）	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	6,683
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	12,915
	計（A）	684,162
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注）1	40,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	14,255
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,107
	一般貸倒引当金	2
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-
	負債性資本調達手段等	137,300
	うち永久劣後債務（注）2	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注）3	137,300
	計	175,665
	うち自己資本への算入額（B）	175,665
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-
	うち自己資本への算入額（C）	-
控除項目	控除項目（注）4（D）	20,975
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	838,852
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,357,823
	オフ・バランス取引等項目	240,081
	信用リスク・アセットの額（F）	6,597,905
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）/ 8%）（G）	10,238
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	819
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）/ 8%）（I）	413,386
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	33,070
	信用リスク・アセット調整額（K）	-
	計（F）+（G）+（I）+（K）（L）	7,021,530
単体自己資本比率（国際統一基準）= E / L × 100（%）		11.94
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		9.74

（注）1．告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
- （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- （4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

() 優先出資証券の概要

連結自己資本比率及び単体自己資本比率における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価（中間貸借対照表計上額）で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,176	712
危険債権	1,283	1,179
要管理債権	432	347
正常債権	87,460	86,826

第3【設備の状況】

(1)【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第 2 四半期連結会計期間において、第 1 四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,361,071,054	1,361,071,054	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)1,2
計	1,361,071,054	1,361,071,054	-	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。

2. 「提出日現在発行数」には、平成22年11月1日から四半期報告書を提出する日までの旧商法に基づく新株引受権(ストックオプション)の権利行使、平成13年改正旧商法に基づく新株予約権(ストックオプション)の権利行使並びに会社法に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法に基づく新株引受権(ストックオプション)、平成13年改正旧商法に基づく新株予約権(ストックオプション)並びに会社法に基づく新株予約権(株式報酬型ストックオプション)を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	684,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から平成23年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,036
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成15年 6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年 9月30日)
新株予約権の数(個)	620
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437
新株予約権の行使期間	平成17年 6月27日から平成25年 6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成16年 6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年 9月30日)
新株予約権の数(個)	1,968
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,968,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624
新株予約権の行使期間	平成18年 6月26日から平成26年 6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成17年 6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年 9月30日)
新株予約権の数(個)	4,288
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,288,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648
新株予約権の行使期間	平成19年 6月29日から平成27年 6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,219
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,900(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日から平成50年7月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株といたします。ただし、募集新株予約権割当日以降、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、募集新株予約権割当日以降、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

新株予約権者が平成49年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月10日から平成50年7月9日といたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定いたします。

(4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。

(6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。

(8) 以下の、又はの議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注) 3 に準じて決定するものといたします。

平成21年6月23日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,341
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日から平成51年7月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 455 資本組入額 228
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

2. 「1(2) 平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(ただし、については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

新株予約権者が平成50年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年7月9日から平成51年7月8日といたします。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

4. 「1(2) 平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

平成22年6月22日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	3,228
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	322,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月8日から平成52年7月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1. 「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

2. 「1(2) 平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合(ただし、 については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。
 新株予約権者が平成51年7月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成51年7月8日から平成52年7月7日といたします。
 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。
4. 「1(2) 平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年7月1日～平成22年9月30日	-	1,361,071	-	215,628,617	-	177,244,414

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	113,619	8.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	67,725	4.97
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	44,240	3.25
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	36,494	2.68
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	36,494	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	32,750	2.40
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,709	1.96
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	21,994	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	18,105	1.33
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	14,738	1.08
計	-	412,869	30.33

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,125,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,356,343,000	1,356,341	同上
単元未満株式	普通株式 3,603,054	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,361,071,054	-	-
総株主の議決権	-	1,356,341	-

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 3丁目1番1号	1,125,000	-	1,125,000	0.08
計	-	1,125,000	-	1,125,000	0.08

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	507	487	446	435	409	400
最低(円)	453	422	403	384	363	363

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日)	前連結会計年度の要約 連結貸借対照表 (平成22年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	671,115	588,394	731,175
コールローン及び買入手形	104,213	100,820	92,425
買入金銭債権	226,908	199,988	213,567
特定取引資産	7 31,356	92,993	42,392
有価証券	1, 7, 13 1,457,046	1, 7, 13 1,813,210	1, 7, 13 1,741,692
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,699,187	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,598,865	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,485,502
外国為替	6 5,853	6 5,803	6 4,839
リース債権及びリース投資資産	62,075	53,713	57,225
その他資産	7 151,298	7 167,027	7 138,403
有形固定資産	9, 10 129,924	9, 10 128,336	9, 10 130,158
無形固定資産	17,919	19,668	21,781
繰延税金資産	63,759	59,659	61,155
支払承諾見返	376,360	338,493	358,400
貸倒引当金	110,188	90,391	94,406
資産の部合計	11,886,830	12,076,583	11,984,313
負債の部			
預金	7 10,014,056	7 10,279,690	7 10,428,935
譲渡性預金	212,293	107,949	48,750
コールマネー及び売渡手形	186,514	179,282	23,410
特定取引負債	1,475	1,860	1,573
借入金	7, 11 123,469	7, 11 103,578	11 99,758
外国為替	43	26	85
社債	12 64,300	12 64,300	12 64,300
その他負債	141,570	204,752	173,812
役員賞与引当金	-	-	9
退職給付引当金	107	133	118
睡眠預金払戻損失引当金	892	960	934
偶発損失引当金	526	728	594
特別法上の引当金	1	2	1
再評価に係る繰延税金負債	9 22,048	9 22,048	9 22,048
支払承諾	376,360	338,493	358,400
負債の部合計	11,143,662	11,303,805	11,222,733
純資産の部			
資本金	215,628	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244	177,244
利益剰余金	253,565	279,234	264,885
自己株式	677	652	689
株主資本合計	645,761	671,454	657,068
その他有価証券評価差額金	17,388	19,495	23,855
繰延ヘッジ損益	11	25	32
土地再評価差額金	9 31,524	9 31,524	9 31,524
評価・換算差額等合計	48,901	50,994	55,347
新株予約権	129	215	192
少数株主持分	48,377	50,113	48,972
純資産の部合計	743,168	772,778	761,580
負債及び純資産の部合計	11,886,830	12,076,583	11,984,313

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の要約 連結損益計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
経常収益	154,256	141,470	301,235
資金運用収益	101,216	91,586	197,277
(うち貸出金利息)	88,750	80,003	172,263
(うち有価証券利息配当金)	8,442	8,314	17,890
役務取引等収益	24,559	25,552	51,019
特定取引収益	756	590	1,379
その他業務収益	22,671	21,099	44,895
その他経常収益	1 5,052	1 2,642	1 6,663
経常費用	132,809	104,962	247,453
資金調達費用	9,680	7,193	17,898
(うち預金利息)	7,087	4,685	12,864
役務取引等費用	4,385	4,055	10,419
特定取引費用	42	17	72
その他業務費用	19,231	15,484	36,431
営業経費	55,599	55,501	112,006
その他経常費用	2 43,870	2 22,710	2 70,625
経常利益	21,447	36,508	53,782
特別利益	1,016	1,271	2,122
償却債権取立益	1,016	1,271	2,122
特別損失	896	154	3,047
固定資産処分損	895	142	3,045
その他の特別損失	0	12	1
税金等調整前中間純利益	21,567	37,624	52,857
法人税、住民税及び事業税	17,881	11,437	31,524
法人税等調整額	9,712	3,324	11,285
法人税等合計	8,168	14,761	20,238
少数株主損益調整前中間純利益		22,863	
少数株主利益	572	1,709	1,672
中間純利益	12,826	21,154	30,946

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	215,628	215,628	215,628
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	215,628	215,628	215,628
資本剰余金			
前期末残高	177,244	177,244	177,244
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	177,244	177,244	177,244
利益剰余金			
前期末残高	247,545	264,885	247,545
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
中間純利益	12,826	21,154	30,946
自己株式の処分	7	5	8
当中間期変動額合計	6,019	14,349	17,339
当中間期末残高	253,565	279,234	264,885
自己株式			
前期末残高	712	689	712
当中間期変動額			
自己株式の取得	17	9	32
自己株式の処分	51	46	55
当中間期変動額合計	34	36	22
当中間期末残高	677	652	689
株主資本合計			
前期末残高	639,706	657,068	639,706
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
中間純利益	12,826	21,154	30,946
自己株式の取得	17	9	32
自己株式の処分	44	41	46
当中間期変動額合計	6,054	14,386	17,361
当中間期末残高	645,761	671,454	657,068

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	5,517	23,855	5,517
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,905	4,360	29,372
当中間期変動額合計	22,905	4,360	29,372
当中間期末残高	17,388	19,495	23,855
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	69	32	69
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58	6	37
当中間期変動額合計	58	6	37
当中間期末残高	11	25	32
土地再評価差額金			
前期末残高	31,524	31,524	31,524
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	31,524	31,524	31,524
評価・換算差額等合計			
前期末残高	25,937	55,347	25,937
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,963	4,353	29,409
当中間期変動額合計	22,963	4,353	29,409
当中間期末残高	48,901	50,994	55,347
新株予約権			
前期末残高	87	192	87
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	41	22	104
当中間期変動額合計	41	22	104
当中間期末残高	129	215	192
少数株主持分			
前期末残高	48,354	48,972	48,354
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22	1,141	617
当中間期変動額合計	22	1,141	617
当中間期末残高	48,377	50,113	48,972

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
純資産合計			
前期末残高	714,086	761,580	714,086
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
中間純利益	12,826	21,154	30,946
自己株式の取得	17	9	32
自己株式の処分	44	41	46
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	23,027	3,188	30,132
当中間期変動額合計	29,081	11,197	47,493
当中間期末残高	743,168	772,778	761,580

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	21,567	37,624	52,857
減価償却費	5,772	5,483	11,172
のれん償却額	324	263	648
貸倒引当金の増減 ()	225	4,015	16,007
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	-	9	9
退職給付引当金の増減額 (は減少)	15	15	26
睡眠預金払戻損失引当金の増減 ()	13	25	54
偶発損失引当金の増減 ()	106	133	174
資金運用収益	101,216	91,586	197,277
資金調達費用	9,680	7,193	17,898
有価証券関係損益 ()	1,907	2,138	355
為替差損益 (は益)	1,251	2,302	871
固定資産処分損益 (は益)	895	142	3,045
特定取引資産の純増 () 減	28,560	50,601	17,524
特定取引負債の純増減 ()	49	286	146
貸出金の純増 () 減	262,034	113,362	480,054
預金の純増減 ()	144,174	149,245	270,704
譲渡性預金の純増減 ()	81,773	59,199	81,770
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 ()	136,823	3,820	160,534
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 () 減	4,140	64,646	46,098
コールローン等の純増 () 減	12,767	5,335	12,028
コールマネー等の純増減 ()	58,750	155,872	104,354
外国為替 (資産) の純増 () 減	1,403	964	2,418
外国為替 (負債) の純増減 ()	2	59	39
リース債権及びリース投資資産の純増 () 減	5,126	3,189	9,649
資金運用による収入	104,325	94,543	200,439
資金調達による支出	9,827	8,403	18,829
その他	89,223	6,914	39,545
小計	89,622	17,056	414,992
法人税等の支払額	1,689	20,076	12,849
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,932	3,020	402,142

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	255,090	253,683	740,905
有価証券の売却による収入	78,763	50,254	156,449
有価証券の償還による収入	106,717	137,255	229,016
有形固定資産の取得による支出	2,541	914	6,430
有形固定資産の売却による収入	6,494	141	6,606
無形固定資産の取得による支出	2,266	917	9,974
その他	579	155	247
投資活動によるキャッシュ・フロー	68,502	67,708	365,485
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	10,000	-	10,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	30,000	-	30,000
配当金の支払額	6,799	6,799	13,598
少数株主への配当金の支払額	605	605	1,207
自己株式の取得による支出	17	9	32
自己株式の売却による収入	44	41	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,622	7,372	25,207
現金及び現金同等物に係る換算差額	20	32	11
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	52,032	78,133	61,853
現金及び現金同等物の期首残高	332,711	394,564	332,711
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 384,743	¹ 316,431	¹ 394,564

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ＴＴ証券株式会社 (2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 横浜信用保証株式会社 横浜キャピタル株式会社 浜銀ファイナンス株式会社 浜銀ＴＴ証券株式会社 (2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 11社 9月末日	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 10社 9月末日 (2) 中間決算を行っていない海外連結子会社1社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 1社 1月及び7月24日 1社 3月末日 10社 (2) 1月及び7月24日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年から7年）に基づいて償却しております。 リース資産 同左	(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 リース資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 121,142百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 135,273百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 133,331百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	-----	-----	(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。 なお、従来の方針による割引率と同一の割引率を使用することになったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(10)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10)特別法上の引当金の計上基準 同左	(10)特別法上の引当金の計上基準 同左
	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(12)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12)リース取引の処理方法 (借手側) 同左	(12)リース取引の処理方法 (借手側) 同左
	(13)リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(13)リース取引の収益・費用の計上基準 同左	(13)リース取引の収益・費用の計上基準 同左
	(14)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記、以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(14)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 同左 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(14)重要なヘッジ会計の方法 金利リスク・ヘッジ 同左 為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	-----	(15)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	-----
	(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(16)消費税等の会計処理 同左	(16)消費税等の会計処理 同左
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	-----	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
----- -----	----- (資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年 3月31日)を適用しております。 なお、これにより中間連結財務諸表に与える影響は軽微であります。	(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年 3月10日)を適用しております。 なお、この変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。 -----

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
-----	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年 3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																								
1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 546百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 87,078百万円、延滞債権額は 161,407百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 12,835百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,421百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 291,743百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,527百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>860,739百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>60,937百万円</td></tr><tr><td>特定取引資産</td><td>6,999百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>20,357百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>20,000百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,837百万円及びその他資産 4,344百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,200百万円であります。	有価証券	860,739百万円	貸出金	60,937百万円	特定取引資産	6,999百万円	預金	20,357百万円	借入金	20,000百万円	1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 429百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 31,460百万円、延滞債権額は 160,208百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 6,646百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 28,151百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 226,466百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,903百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>972,220百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>44,500百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>24,986百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>9,700百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 127,343百万円及びその他資産 9,131百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,938百万円であります。	有価証券	972,220百万円	貸出金	44,500百万円	預金	24,986百万円	借入金	9,700百万円	1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 458百万円を含んでおります。 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 41,521百万円、延滞債権額は 161,311百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,625百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 29,021百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,480百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,582百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>981,807百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>49,239百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>35,316百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 122,198百万円及びその他資産 5,171百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,037百万円であります。	有価証券	981,807百万円	貸出金	49,239百万円	預金	35,316百万円
有価証券	860,739百万円																									
貸出金	60,937百万円																									
特定取引資産	6,999百万円																									
預金	20,357百万円																									
借入金	20,000百万円																									
有価証券	972,220百万円																									
貸出金	44,500百万円																									
預金	24,986百万円																									
借入金	9,700百万円																									
有価証券	981,807百万円																									
貸出金	49,239百万円																									
預金	35,316百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,737,716百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,060,953百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,335百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 155,910百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は187,815百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,687,042百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,021,265百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,983百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 156,578百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は168,875百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,827,405百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,168,829百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,983百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 154,912百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は185,437百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. その他経常収益には、株式等売却益 3,929百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 24,284百万円及び貸出金償却 16,903百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 1,229百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸出金償却 9,718百万円、貸倒引当金繰入額 8,824百万円及び株式等償却 2,966百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 4,134百万円を含んでおります。 2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 35,241百万円及び貸出金償却 28,365百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	-	-	1,361,071	
合計	1,361,071	-	-	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,204	37	88	1,153	(注) 1, 2
合計	1,204	37	88	1,153	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株及び単元未満株式の買増請求 9千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		---			129	
合計			---			129	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月13日取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月1日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成21年9月30日	平成21年12月7日

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	-	-	1,361,071	
合計	1,361,071	-	-	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,183	23	80	1,125	(注) 1, 2
合計	1,183	23	80	1,125	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 75千株及び単元未満株式の買増請求 4千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高 （百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		---				215	
合計			---				215	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成22年9月30日	平成22年12月7日

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	-	-	1,361,071	
合計	1,361,071	-	-	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,204	72	93	1,183	(注)1, 2
合計	1,204	72	93	1,183	

(注)1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株及び単元未満株式の買増請求 14千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	---					192	
合計		---					192	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月13日 取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月1日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 671,115百万円 日本銀行以外への 預け金 286,372百万円 現金及び現金同等 物 384,743百万円	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 588,394百万円 日本銀行以外への 預け金 271,963百万円 現金及び現金同等 物 316,431百万円	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 731,175百万円 日本銀行以外への 預け金 336,610百万円 現金及び現金同等 物 394,564百万円

(リース取引関係)

(借手側)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会 計処理を行っている所有権移転外ファイナ ンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間連結会計期間末残 高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 54百万円 減価償却累計額相当額 29百万円 中間連結会計期間末残 高相当額 24百万円	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会 計処理を行っている所有権移転外ファイナ ンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び中間連結会計期間末残 高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 53百万円 減価償却累計額相当額 41百万円 中間連結会計期間末残 高相当額 11百万円	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会 計処理を行っている所有権移転外ファイナ ンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額及び年度末残高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 53百万円 減価償却累計額相当額 34百万円 年度末残高相当額 19百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高 相当額 1年内 8百万円 1年超 8百万円 合計 17百万円	・未経過リース料中間連結会計期間末残高 相当額 1年内 4百万円 1年超 3百万円 合計 8百万円	・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 6百万円 合計 12百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額 支払リース料 4百万円 減価償却費相当額 4百万円 支払利息相当額 0百万円	・支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額 支払リース料 3百万円 減価償却費相当額 3百万円 支払利息相当額 0百万円	・支払リース料、減価償却費相当額及び支 払利息相当額 支払リース料 9百万円 減価償却費相当額 9百万円 支払利息相当額 0百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 同左	・減価償却費相当額の算定方法 同左
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各中 間連結会計期間への配分方法について は、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用してい る資産に配分された減損損失はありません ので、減損損失累計額相当額等減損会計に 係る項目の記載は省略しております。	・利息相当額の算定方法 同左 同左	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各連 結会計年度への配分方法については、利 息法によっております。 同左

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 1年内 90百万円 1年超 199百万円 合計 290百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 1年内 84百万円 1年超 108百万円 合計 192百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 1年内 91百万円 1年超 158百万円 合計 249百万円

(貸手側)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																								
1. ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 62,812百万円 見積残存価額部分 7,706百万円 受取利息相当額 8,688百万円 合計 61,830百万円	1. ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 53,222百万円 見積残存価額部分 6,697百万円 受取利息相当額 6,733百万円 合計 53,186百万円	1. ファイナンス・リース取引 (1) リース投資資産の内訳 リース料債権部分 57,059百万円 見積残存価額部分 7,323百万円 受取利息相当額 7,555百万円 合計 56,827百万円																																																																								
(2) リース債権及びリース投資資産に係るリ ース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>リース債権 (百万円)</th><th>リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>67</td><td>22,152</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>56</td><td>16,547</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>41</td><td>11,412</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>34</td><td>7,011</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>22</td><td>3,508</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>41</td><td>2,178</td></tr> <tr><td>合計</td><td>265</td><td>62,812</td></tr> </tbody> </table>		リース債権 (百万円)	リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)	1年以内	67	22,152	1年超 2年以内	56	16,547	2年超 3年以内	41	11,412	3年超 4年以内	34	7,011	4年超 5年以内	22	3,508	5年超	41	2,178	合計	265	62,812	(2) リース債権及びリース投資資産に係るリ ース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>リース債権 (百万円)</th><th>リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>190</td><td>19,140</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>122</td><td>13,963</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>84</td><td>9,463</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>45</td><td>5,912</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>33</td><td>2,889</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>90</td><td>1,854</td></tr> <tr><td>合計</td><td>565</td><td>53,222</td></tr> </tbody> </table>		リース債権 (百万円)	リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)	1年以内	190	19,140	1年超 2年以内	122	13,963	2年超 3年以内	84	9,463	3年超 4年以内	45	5,912	4年超 5年以内	33	2,889	5年超	90	1,854	合計	565	53,222	(2) リース債権及びリース投資資産に係るリ ース料債権部分の金額の回収期日別内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>リース債権 (百万円)</th><th>リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以内</td><td>154</td><td>20,489</td></tr> <tr><td>1年超 2年以内</td><td>116</td><td>15,121</td></tr> <tr><td>2年超 3年以内</td><td>49</td><td>10,268</td></tr> <tr><td>3年超 4年以内</td><td>36</td><td>6,289</td></tr> <tr><td>4年超 5年以内</td><td>24</td><td>3,063</td></tr> <tr><td>5年超</td><td>38</td><td>1,827</td></tr> <tr><td>合計</td><td>421</td><td>57,059</td></tr> </tbody> </table>		リース債権 (百万円)	リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)	1年以内	154	20,489	1年超 2年以内	116	15,121	2年超 3年以内	49	10,268	3年超 4年以内	36	6,289	4年超 5年以内	24	3,063	5年超	38	1,827	合計	421	57,059
	リース債権 (百万円)	リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)																																																																								
1年以内	67	22,152																																																																								
1年超 2年以内	56	16,547																																																																								
2年超 3年以内	41	11,412																																																																								
3年超 4年以内	34	7,011																																																																								
4年超 5年以内	22	3,508																																																																								
5年超	41	2,178																																																																								
合計	265	62,812																																																																								
	リース債権 (百万円)	リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)																																																																								
1年以内	190	19,140																																																																								
1年超 2年以内	122	13,963																																																																								
2年超 3年以内	84	9,463																																																																								
3年超 4年以内	45	5,912																																																																								
4年超 5年以内	33	2,889																																																																								
5年超	90	1,854																																																																								
合計	565	53,222																																																																								
	リース債権 (百万円)	リース投資資 産に係るリ ース料債権部分 (百万円)																																																																								
1年以内	154	20,489																																																																								
1年超 2年以内	116	15,121																																																																								
2年超 3年以内	49	10,268																																																																								
3年超 4年以内	36	6,289																																																																								
4年超 5年以内	24	3,063																																																																								
5年超	38	1,827																																																																								
合計	421	57,059																																																																								
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 1年内 31百万円 1年超 109百万円 合計 140百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 1年内 158百万円 1年超 793百万円 合計 952百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解 約不能のものに係る未経過リース料 1年内 160百万円 1年超 871百万円 合計 1,032百万円																																																																								

(金融商品関係)

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金預け金	588,394	588,394	-
(2) 買入金銭債権	199,988	199,988	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	194,605	201,538	6,932
その他有価証券	1,604,111	1,604,111	-
(4) 貸出金	8,598,865		
貸倒引当金(*1)	87,987		
	8,510,878	8,603,573	92,695
資産計	11,097,978	11,197,607	99,628
(1) 預金	10,279,690	10,287,738	8,048
(2) コールマネー	179,282	179,282	-
負債計	10,458,972	10,467,021	8,048
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	7,794	7,794	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3,103	3,103	-
デリバティブ取引計	10,897	10,897	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引くことにより算出しております。

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当中間連結会計期間末において、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は8,384百万円増加、「繰延税金資産」は3,405百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は4,978百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レート为基础とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（＊１）（＊３）	13,885
組合出資金（＊２）（＊３）	178
合 計	14,064

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（＊３）当中間連結会計期間において、非上場株式について 136百万円、組合出資金について 10百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金預け金	731,175	731,175	-
(2) 買入金銭債権	213,567	213,567	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	172,258	176,262	4,004
其他有価証券	1,554,671	1,554,671	-
(4) 貸出金	8,485,502		
貸倒引当金（＊１）	91,095		
	8,394,406	8,469,481	75,074
資産計	11,066,079	11,145,158	79,078
(1) 預金	10,428,935	10,437,756	8,820
負債計	10,428,935	10,437,756	8,820
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,637	6,637	-
ヘッジ会計が適用されているもの	901	901	-
デリバティブ取引計	7,539	7,539	-

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（１年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引くことにより算出しております。

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当連結会計年度末において、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 9,487百万円増加、「繰延税金資産」は 3,853百万円減少、「其他有価証券評価差額金」は 5,633百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式 （＊１）（＊３）	14,115
組合出資金 （＊２）（＊３）	188
合 計	14,304

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（＊３）当連結会計年度において、非上場株式について 379百万円、組合出資金について 103百万円減損処理を行っております。

（有価証券関係）

１．中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

２．「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	35,914	36,904	989
地方債	86,280	88,557	2,277
社債	18,336	19,030	694
合計	140,531	144,493	3,961

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．其他有価証券で時価のあるもの（平成21年９月30日現在）

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額(百万円)
株式	119,797	136,775	16,978
債券	892,294	906,626	14,331
国債	597,081	608,607	11,525
地方債	108,624	109,770	1,145
社債	186,588	188,248	1,660
その他	192,404	188,402	4,001
合計	1,204,496	1,231,804	27,307

（注）１．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．其他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、132百万円（うち、株式 132百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
 なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(追加情報)

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当中間連結会計期間末において、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は9,621百万円増加、「繰延税金資産」は3,908百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,713百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	16,790
その他有価証券	
事業債	192,595
信託受益権	71,383
非上場株式	12,204

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	35,908	37,319	1,410
	地方債	107,618	111,641	4,023
	社債	47,132	48,639	1,507
	小計	190,658	197,600	6,941
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	499	499	0
	社債	3,106	3,097	8
	その他	340	340	-
	小計	3,946	3,937	8
合計		194,605	201,538	6,932

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	65,512	41,526	23,986
	債券	1,350,752	1,324,350	26,401
	国債	714,612	695,418	19,194
	地方債	191,887	189,684	2,203
	社債	444,251	439,248	5,003
	その他	95,641	94,400	1,241
	小計	1,511,906	1,460,277	51,629
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	57,253	72,022	14,769
	債券	75,087	76,669	1,581
	国債	1,979	1,981	2
	地方債	16,386	16,402	15
	社債	56,721	58,285	1,563
	その他	140,772	144,140	3,367
合計		1,785,020	1,753,108	31,911

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,829百万円(うち、株式 2,829百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

前連結会計年度末

1. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	35,911	36,792	881
	地方債	88,513	90,928	2,414
	社債	28,197	29,019	821
	小計	152,623	156,740	4,117
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	499	499	0
	地方債	13,104	13,021	82
	社債	5,667	5,637	30
	その他	363	363	-
	小計	19,635	19,522	112
合計		172,258	176,262	4,004

2. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	91,976	58,547	33,429
	債券	1,057,272	1,038,483	18,789
	国債	584,271	570,192	14,079
	地方債	125,163	123,952	1,211
	社債	347,838	344,339	3,498
	その他	91,403	90,202	1,200
	小計	1,240,652	1,187,233	53,418
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	48,646	59,029	10,382
	債券	301,798	303,827	2,028
	国債	115,971	116,543	572
	地方債	66,763	66,937	174
	社債	119,064	120,345	1,281
	その他	159,477	162,417	2,940
	小計	509,922	525,274	15,351
合計		1,750,574	1,712,507	38,067

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、310百万円（うち、株式 288百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末（平成21年9月30日現在）
該当事項はありません。

当中間連結会計期間末（平成22年9月30日現在）
該当事項はありません。

前連結会計年度末（平成22年3月31日現在）
該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

前中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金（平成21年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	27,308
その他有価証券	27,308
（ ）繰延税金負債	9,970
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	17,337
（ ）少数株主持分相当額	50
その他有価証券評価差額金	17,388

（注）時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

○ その他有価証券評価差額金（平成22年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

--	--

	金額（百万円）
評価差額	31,911
その他有価証券	31,911
（ ）繰延税金負債	12,328
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	19,582
（ ）少数株主持分相当額	86
その他有価証券評価差額金	19,495

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

○ その他有価証券評価差額金（平成22年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	38,067
その他有価証券	38,067
（ ）繰延税金負債	14,162
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	23,905
（ ）少数株主持分相当額	49
その他有価証券評価差額金	23,855

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び組合出資金の組合財産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	3,291,803	4,113	4,113
	金利オプション	-	-	-
	その他	83,765	52	1,610
	合計	-	4,061	5,724

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はキャップ取引等であります。

2. 通貨関連取引（平成21年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	283,276	1,980	1,980
	為替予約	447,693	56	56
	通貨オプション	84,344	74	720
	その他	-	-	-
	合計	-	1,999	2,645

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

4. 債券関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

5. 商品関連取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,918,286	1,631,381	42,326	42,326
	受取変動・支払固定	1,884,824	1,556,424	37,094	37,094
	受取変動・支払変動	73,000	73,000	10	10
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建 買建	54,169 32,910	31,965 16,710	64 63	1,051 63
	合計	-	-	5,241	6,357

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
店頭	通貨スワップ	242,333	212,366	1,724	1,724
	為替予約				
	売建	29,214	-	490	490
	買建	29,488	-	336	336
	通貨オプション				
	売建	81,050	34,852	6,015	1,001
	買建	84,796	33,894	6,692	2,919
	その他				
	売建 買建	- -	- -	- -	- -
	合計	-	-	2,555	3,796

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	714	-	2	2
	買建	-	-	-	-
	債券先物オプション				
	売建	-	-	-	-
店頭	買建	-	-	-	-
	債券店頭オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金			
	受取変動・支払固定		419	419	18
金利スワッ プの特例処 理	金利スワップ	貸出金			
	受取変動・支払固定		209	209	(注) 3
	合計	-	-	-	18

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年9月30日現在）

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預け 金、預金等	400,474	-	3,121
	合計	-	-	-	3,121

(注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年9月30日現在）

該当事項はありません。

前連結会計年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,774,883	1,479,327	28,360	28,360
	受取変動・支払固定	1,772,100	1,404,297	23,812	23,812
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	57,668	34,355	77	1,300
	買建	31,110	16,310	41	41
	合計	-	-	4,511	5,889

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	266,407	235,349	1,855	1,855
	為替予約				
	売建	25,750	-	357	357
	買建	30,671	-	438	438
	通貨オプション				
	売建	70,457	42,537	3,711	540
	買建	68,054	41,898	3,900	839
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	2,126	3,316

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年超 のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	465	465	7
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	232	232	（注）3
	合計	-	-	-	7

（注）1．繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等のうち1年超 のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預け 金、預金等	390,807	-	908
	合計	-	-	-	908

（注）1．「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2．時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1．ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 58百万円

2．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行使用人で執行役員たる地位にある者：10
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 277,200株
付与日	平成21年7月8日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成21年7月9日から平成51年7月8日まで
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	454

（注）株式数に換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 58百万円

2．当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：7 当行使用人で執行役員たる地位にある者：10
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 322,800株
付与日	平成22年7月7日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成22年7月8日から平成52年7月7日まで
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	368

（注）株式数に換算して記載しております。

前連結会計年度（自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日）

- 1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 121百万円

- 2．当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行使用人で執行役員たる地位にある者：10
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）	普通株式 277,200株
付与日	平成21年 7 月 8 日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成21年 7 月 9 日から平成51年 7 月 8 日まで
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	454

（注）株式数に換算して記載しております。

- 3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性 （注）1	40.407%
予想残存期間	5 年 1 ヶ月
予想配当 （注）2	10.00円 / 株
無リスク利子率 （注）3	0.702%

（注）1．5 年 1 ヶ月間（平成16年 6 月 8 日から平成21年 7 月 8 日まで）の株価実績に基づき算出しております。

2．過去 1 年の配当実績であります。

3．予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

- 4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	130,231	19,947	4,077	154,256	-	154,256
(2) セグメント間の内部経常収益	535	110	3,328	3,973	(3,973)	-
計	130,766	20,057	7,406	158,230	(3,973)	154,256
経常費用	107,983	20,699	8,113	136,796	(3,987)	132,809
経常利益(は経常損失)	22,783	641	707	21,433	13	21,447

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他の事業.....保証、ベンチャーキャピタル、金融商品取引業等

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	255,131	38,037	8,066	301,235	-	301,235
(2) セグメント間の内部経常収益	1,096	205	6,765	8,066	(8,066)	-
計	256,227	38,242	14,831	309,302	(8,066)	301,235
経常費用	201,861	38,483	15,166	255,511	(8,058)	247,453
経常利益(は経常損失)	54,366	240	334	53,790	(8)	53,782

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) リース業.....リース業

(3) その他の事業.....保証、ベンチャーキャピタル、金融商品取引業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外(国際業務)経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外(国際業務)経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外(国際業務)経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行グループは、銀行業を中心に、証券業、リース業等の金融サービスに係る事業を行っております。また、当行はグループ戦略会議を設置し、グループ各社の事業の経営目標の設定及び履行状況の定期的な検証を行い、グループ全体の経営管理を統括しております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

（追加情報）

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1．サービスごとの情報

当行グループの銀行業サービス以外の区分のサービスについては、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

当行グループの本邦以外の外部顧客に対する取引及び当行グループの本邦以外に所在している有形固定資産については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

主要な顧客ごとの情報について、記載すべき重要なものではありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループが営む銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	510.81	531.23	523.87
1 株当たり中間 (当期) 純利益金額	円	9.43	15.55	22.75
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額	円	9.42	15.54	22.75

(注) 1 . 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 株当たり中間 (当期) 純利益金額				
中間 (当期) 純利益	百万円	12,826	21,154	30,946
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	-
普通株式に係る中間 (当期) 純利益	百万円	12,826	21,154	30,946
普通株式の (中間) 期中平均株式数	千株	1,359,876	1,359,936	1,359,890
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額				
中間 (当期) 純利益調整額	百万円	-	-	-
普通株式増加数	千株	344	521	387
新株予約権	千株	344	521	387
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権 2 種類 (新株予約権の数 1,187 千株) 。 新株予約権 3 種類 (新株予約権の数 7,292 個) 。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権 1 種類 (新株予約権の数 684 千株) 。 新株予約権 4 種類 (新株予約権の数 7,912 個) 。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権 2 種類 (新株予約権の数 1,187 千株) 。 新株予約権 3 種類 (新株予約権の数 7,292 個) 。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	743,168	772,778	761,580
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	48,506	50,328	49,164
新株予約権	百万円	129	215	192
少数株主持分	百万円	48,377	50,113	48,972
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	694,662	722,449	712,416
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数	千株	1,359,917	1,359,945	1,359,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

（単位：百万円）

	前第2四半期連結会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
経常収益	79,015	71,674
資金運用収益	49,480	45,755
（うち貸出金利息）	43,292	39,897
（うち有価証券利息配当金）	4,356	4,207
役務取引等収益	13,052	12,958
特定取引収益	359	266
その他業務収益	11,414	10,465
その他経常収益	1 4,707	2,228
経常費用	67,439	51,612
資金調達費用	4,695	3,327
（うち預金利息）	3,438	2,108
役務取引等費用	3,089	3,178
特定取引費用	19	9
その他業務費用	8,890	7,639
営業経費	28,957	27,643
その他経常費用	2 21,786	9,813
経常利益	11,575	20,061
特別利益	570	772
償却債権取立益	570	772
特別損失	362	133
固定資産処分損	362	133
その他の特別損失	0	0
税金等調整前四半期純利益	11,783	20,700
法人税、住民税及び事業税	10,255	6,080
法人税等調整額	5,852	1,923
法人税等合計	4,402	8,004
少数株主損益調整前四半期純利益		12,696
少数株主利益	540	1,087
四半期純利益	6,840	11,609

前第2四半期連結会計期間 （自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
1. その他経常収益には、株式等売却益 3,905百万円を含んでおります。	1. その他経常収益には、株式等売却益 1,088百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 10,467百万円及び貸出金償却 9,671百万円を含んでおります。	2. その他経常費用には、貸出金償却 5,361百万円、貸倒引当金繰入額 2,183百万円及び株式等償却 1,656百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)	前事業年度の要約 貸借対照表 (平成22年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	668,667	586,917	728,373
コールローン	104,213	100,820	92,425
買入金銭債権	220,206	192,116	206,039
特定取引資産	7 31,356	92,993	42,392
有価証券	1, 7, 13 1,466,459	1, 7, 13 1,822,054	1, 7, 13 1,750,458
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,737,583	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,636,224	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8 8,525,715
外国為替	6 5,853	6 5,803	6 4,839
その他資産	7 131,015	7 148,952	7 119,144
有形固定資産	9, 10 131,640	9, 10 129,137	9, 10 130,890
無形固定資産	14,511	16,765	18,533
繰延税金資産	53,060	48,895	50,285
支払承諾見返	94,038	87,947	91,326
貸倒引当金	95,479	76,115	78,599
資産の部合計	11,563,127	11,792,514	11,681,828
負債の部			
預金	7 10,028,148	7 10,298,403	7 10,448,323
譲渡性預金	233,793	128,949	69,750
コールマネー	186,514	179,282	23,410
特定取引負債	1,475	1,860	1,573
借入金	7, 11 134,621	7, 11 124,324	11 114,619
外国為替	289	26	85
社債	12 64,300	12 64,300	12 64,300
その他負債	101,556	162,116	132,557
未払法人税等	17,272	10,401	20,085
資産除去債務		28	
その他の負債	84,284	151,686	112,471
役員賞与引当金	-	-	9
睡眠預金払戻損失引当金	892	960	934
偶発損失引当金	526	728	594
再評価に係る繰延税金負債	9 22,048	9 22,048	9 22,048
支払承諾	94,038	87,947	91,326
負債の部合計	10,868,207	11,070,946	10,969,533
純資産の部			
資本金	215,628	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244	177,244
資本準備金	177,244	177,244	177,244
利益剰余金	253,511	278,099	264,525
利益準備金	38,384	38,384	38,384
その他利益剰余金	215,127	239,715	226,141
固定資産圧縮積立金	1,456	1,305	1,305
別途積立金	118,234	118,234	118,234
繰越利益剰余金	95,437	120,175	106,602
自己株式	677	652	689
株主資本合計	645,706	670,319	656,709
その他有価証券評価差額金	17,570	19,534	23,901
繰延ヘッジ損益	11	25	32
土地再評価差額金	9 31,524	9 31,524	9 31,524
評価・換算差額等合計	49,084	51,033	55,393
新株予約権	129	215	192
純資産の部合計	694,920	721,568	712,294
負債及び純資産の部合計	11,563,127	11,792,514	11,681,828

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の要約 損益計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
経常収益	130,703	120,466	256,063
資金運用収益	101,169	91,514	197,133
(うち貸出金利息)	88,756	80,001	172,266
(うち有価証券利息配当金)	8,456	8,289	17,865
役務取引等収益	21,495	22,299	44,921
特定取引収益	329	240	515
その他業務収益	2,759	3,636	6,665
その他経常収益	1 4,949	1 2,774	1 6,826
経常費用	108,521	87,160	203,209
資金調達費用	10,142	7,694	18,848
(うち預金利息)	7,091	4,688	12,871
役務取引等費用	6,418	6,279	14,679
特定取引費用	42	17	72
その他業務費用	2,004	569	3,676
営業経費	2 52,024	2 51,678	104,578
その他経常費用	3 37,889	3 20,920	3 61,354
経常利益	22,181	33,306	52,853
特別利益	523	528	1,295
償却債権取立益	523	528	1,295
特別損失	891	154	3,041
固定資産処分損	891	142	3,041
その他の特別損失	-	11	-
税引前中間純利益	21,813	33,680	51,107
法人税、住民税及び事業税	17,200	10,065	29,869
法人税等調整額	8,572	3,236	9,762
法人税等合計	8,628	13,302	20,107
中間純利益	13,185	20,377	31,000

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	215,628	215,628	215,628
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	215,628	215,628	215,628
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	177,244	177,244	177,244
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	177,244	177,244	177,244
資本剰余金合計			
前期末残高	177,244	177,244	177,244
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	177,244	177,244	177,244
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	38,384	38,384	38,384
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	38,384	38,384	38,384
その他利益剰余金			
固定資産圧縮積立金			
前期末残高	1,456	1,305	1,456
当中間期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	150
当中間期変動額合計	-	-	150
当中間期末残高	1,456	1,305	1,305
別途積立金			
前期末残高	118,234	118,234	118,234
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	118,234	118,234	118,234
繰越利益剰余金			
前期末残高	89,059	106,602	89,059
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	150
中間純利益	13,185	20,377	31,000
自己株式の処分	7	5	8
当中間期変動額合計	6,378	13,573	17,543
当中間期末残高	95,437	120,175	106,602
利益剰余金合計			
前期末残高	247,133	264,525	247,133
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
中間純利益	13,185	20,377	31,000
自己株式の処分	7	5	8
当中間期変動額合計	6,378	13,573	17,392
当中間期末残高	253,511	278,099	264,525

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
自己株式			
前期末残高	712	689	712
当中間期変動額			
自己株式の取得	17	9	32
自己株式の処分	51	46	55
当中間期変動額合計	34	36	22
当中間期末残高	677	652	689
株主資本合計			
前期末残高	639,294	656,709	639,294
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
中間純利益	13,185	20,377	31,000
自己株式の取得	17	9	32
自己株式の処分	44	41	46
当中間期変動額合計	6,412	13,610	17,414
当中間期末残高	645,706	670,319	656,709
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	5,241	23,901	5,241
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,812	4,366	29,142
当中間期変動額合計	22,812	4,366	29,142
当中間期末残高	17,570	19,534	23,901
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	69	32	69
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58	6	37
当中間期変動額合計	58	6	37
当中間期末残高	11	25	32
土地再評価差額金			
前期末残高	31,524	31,524	31,524
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	-	-	-
当中間期末残高	31,524	31,524	31,524
評価・換算差額等合計			
前期末残高	26,213	55,393	26,213
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,870	4,359	29,179
当中間期変動額合計	22,870	4,359	29,179
当中間期末残高	49,084	51,033	55,393
新株予約権			
前期末残高	87	192	87
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	41	22	104
当中間期変動額合計	41	22	104
当中間期末残高	129	215	192

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
純資産合計			
前期末残高	665,595	712,294	665,595
当中間期変動額			
剰余金の配当	6,799	6,799	13,598
中間純利益	13,185	20,377	31,000
自己株式の取得	17	9	32
自己株式の処分	44	41	46
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	22,912	4,336	29,284
当中間期変動額合計	29,324	9,273	46,699
当中間期末残高	694,920	721,568	712,294

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年から7年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 同左	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 105,189百円であります。 -----	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 119,531百円であります。 -----	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 118,433百円であります。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 （会計方針の変更） 当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。
	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
	(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(5) 偶発損失引当金 同左	(5) 偶発損失引当金 同左
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
8 . ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左
9 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
----- -----	----- (資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これにより中間財務諸表に与える影響は軽微であります。	(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 なお、これにより財務諸表に与える影響は軽微であります。 -----

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当中間会計期間末において、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 9,621百万円増加、「繰延税金資産」は 3,908百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 5,713百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。	-----	-----

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)																								
1. 関係会社の株式及び出資額総額 15,867百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 87,057百万円、延滞債権額は 155,511百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 12,835百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,421百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 285,825百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,527百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>860,739百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>60,937百万円</td></tr><tr><td>特定取引資産</td><td>6,999百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>20,357百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>20,000百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 119,837百万円及びその他資産 4,344百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,890百万円であります。	有価証券	860,739百万円	貸出金	60,937百万円	特定取引資産	6,999百万円	預金	20,357百万円	借入金	20,000百万円	1. 関係会社の株式及び出資額総額 15,478百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 31,451百万円、延滞債権額は 155,844百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 6,646百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 28,148百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 222,090百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,903百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>972,220百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>44,500百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>24,986百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>9,700百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 127,343百万円及びその他資産 9,131百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,637百万円であります。	有価証券	972,220百万円	貸出金	44,500百万円	預金	24,986百万円	借入金	9,700百万円	1. 関係会社の株式及び出資額総額 15,509百万円 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 41,507百万円、延滞債権額は 154,578百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,625百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 29,017百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 232,730百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,582百万円であります。 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>981,807百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>49,239百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>35,316百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 122,198百万円及びその他資産 5,171百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,735百万円であります。	有価証券	981,807百万円	貸出金	49,239百万円	預金	35,316百万円
有価証券	860,739百万円																									
貸出金	60,937百万円																									
特定取引資産	6,999百万円																									
預金	20,357百万円																									
借入金	20,000百万円																									
有価証券	972,220百万円																									
貸出金	44,500百万円																									
預金	24,986百万円																									
借入金	9,700百万円																									
有価証券	981,807百万円																									
貸出金	49,239百万円																									
預金	35,316百万円																									

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けけることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,795,738百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,105,703百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,335百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 101,304百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は187,815百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けけることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,748,465百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,071,181百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,983百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 102,245百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は168,875百万円であります。	8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けけることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,881,975百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,211,595百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の前事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,983百万円 10. 有形固定資産の減価償却累計額 100,350百万円 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 12. 社債は、劣後特約付社債であります。 13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は185,437百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 . その他経常収益には、株式等売却 益 3,663百万円を含んでおります。 2 . 減価償却実施額は下記のとおりで あります。 有形固定資産 2,537百万円 無形固定資産 2,780百万円 3 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額 21,625百万円及び貸出金償却 13,775 百万円を含んでおります。	1 . その他経常収益には、株式等売却 益 1,216百万円を含んでおります。 2 . 減価償却実施額は下記のとおりで あります。 有形固定資産 2,441百万円 無形固定資産 2,532百万円 3 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額 9,239百万円、貸出金償却 7,643百万 円及び株式等償却 2,888百万円を含んで おります。	1 . その他経常収益には、株式等売却 益 3,954百万円を含んでおります。 ―― ――― 3 . その他経常費用には、貸倒引当金繰入 額 30,904百万円、貸出金償却 23,478百 万円及び株式等償却 706百万円を含んで おります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,204	37	88	1,153	(注) 1 , 2
合計	1,204	37	88	1,153	

(注) 1 . 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 . 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株並びに単元未満株式の買増請求 9千株によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数 (千株)	当中間会計期間減少 株式数 (千株)	当中間会計期間末株 式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,183	23	80	1,125	(注) 1 , 2
合計	1,183	23	80	1,125	

(注) 1 . 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 . 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 75千株並びに単元未満株式の買増請求 4千株によるものであります。

前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数 (千株)	当事業年度減少株式 数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,204	72	93	1,183	(注) 1 , 2
合計	1,204	72	93	1,183	

(注) 1 . 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2 . 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株及び単元未満株式の買増請求 14千株によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 118百万円 減価償却累計額相当額 66百万円 当中間会計期間末残高相当額 52百万円 ・未経過リース料当中間会計期間末残高相当額 1年内 22百万円 1年超 26百万円 合計 48百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 11百万円 支払利息相当額 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 118百万円 減価償却累計額相当額 91百万円 当中間会計期間末残高相当額 27百万円 ・未経過リース料当中間会計期間末残高相当額 1年内 19百万円 1年超 7百万円 合計 26百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 10百万円 支払利息相当額 0百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 有形固定資産 取得価額相当額 118百万円 減価償却累計額相当額 76百万円 期末残高相当額 41百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 20百万円 1年超 16百万円 合計 36百万円 ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 24百万円 減価償却費相当額 22百万円 支払利息相当額 2百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 137百万円 1年超 197百万円 合計 334百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 111百万円 1年超 106百万円 合計 218百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 123百万円 1年超 156百万円 合計 280百万円

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成21年 9月30日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成22年 9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	中間貸借対照表計 上額(百万円)
子会社株式	15,135
合計	15,135

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

前事業年度末（平成22年 3 月31日現在）
子会社及び関連会社株式
該当事項はありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社株式	15,144
合計	15,144

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4 【その他】

平成22年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額・・・・・・・・・6,799百万円

1株当たりの金額・・・・・・・・・・5円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成22年12月 7 日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月11日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月9日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月11日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第149期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月9日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第150期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。